

市民自治活動奨励事業認定制度 改正のポイント

◇申請期間を明確に設定しました。

◇イベントや講座などの開催事業を奨励するという制度です。

団体紹介・会報・成果報告・会員募集のチラシは対象外です。

◇団体の負担軽減のため、当面の間にぎわい交流館が、

封筒および鏡文を用意することで統一します。

施設ごとに部数がわかるように分けてご持参ください。

◇審査の基準を見直しました。

開催日・申込締切日があり、対象日が近いものが優先
されます。

◇ポスターは A3 のみになります。

詳細は新しいチラシ及び Q&A をご覧ください。